

## 静岡市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号。以下「規則」という。）第2条から第4条までの規定による国民健康保険一部負担金（以下「一部負担金」という。）の減額及び免除並びに徴収猶予の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「基準生活費」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する基準生活費をいう。

2 この要領において「実収月額」とは、次に定める額をいう。

- (1) 給与収入にあつては、当該給与所得者の基本給、家族手当、地域手当、通勤手当等の給与額から当該給与所得者に係る所得税、市県民税、社会保険料等及び通勤費の合算額を控除した額
- (2) 事業収入にあつては、売上金からその事業に必要な人件費（ただし、所得税法上の専従者控除の対象となるものを除く。）、材料費、仕入代、交通費、諸税等の合算額を控除した額
- (3) 家賃、間代、恩給、年金仕送り等の収入にあつては、当該収入の額から必要な経費の額を控除した額

(適用対象者)

第3条 規則第2条第1項の規定の適用を受けることができる者は、当該適用を受ける原因となった事由の発生前に到来した納期限に係る国民健康保険料又は国民健康保険税を完納している者及び完納する旨を別に定める書面により確約した者とする。

(証明書類)

第4条 規則第2条第2項に規定する申請書に添付すべき理由を証明する書類は、次のとおりとする。

- (1) 生活状況申告書（家族調書等を含む。）
- (2) 給与証明書及び所得状況申告書
- (3) 医師の意見書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申告理由を証明するに足る資料

(審査)

第5条 市長は、規則第2条第2項及び前項の規定により申請書及び添付書類の提出があつた

ときは、その内容が事実と相違ないかについて調査するものとする。この場合において必要があると認めるときは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第113条の規定に基づき、世帯主に対して文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は質問を行うことができる。

第6条 市長は、前条の規定による調査において、世帯主がこれを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は職員の質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をしたときは、申請を却下することができる。

（生活保護法の適用の指導）

第7条 申請の内容においてその世帯主及びその世帯に属する者（以下「世帯員」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、生活保護法（昭和24年法律第144号）の規定による保護の措置を受けるよう指導するものとする。

- （1）当該申請において無収入の生活状況申告書が提出され、事実調査の結果明らかに生活保護法の規定による生活扶助の適用を受けると認められるとき。
- （2）当該申請に係る疾病の期間があらかじめ3月以上にわたるものと見込まれ、かつ、明らかに生活保護法の規定による医療扶助の適用を受けると認められるとき。

（生活が困難となった場合）

第8条 規則第2条第1項において「その生活が困難となった場合」とは、世帯主及び世帯員がその利用し得る資産又は能力の活用を図ったにもかかわらず、同条各号のいずれかに該当したことにより、次条又は第10条に規定する一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予の要件に該当する場合とする。

2 前項の規定において「世帯主及び世帯員がその利用し得る資産又は能力の活用を図った」とは、次に掲げる要件を満たす場合をいう。この場合において、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として同一の世帯の世帯員とするものとし、住居を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であると市長が認めるときも、同様とする。

- （1）当該世帯に保有されている資産のすべてが生活又は営業上の必需財産であること。
- （2）当該世帯員のうち労働能力を有する者は、すべて働いていること。ただし、その者が働いていないことについて真にやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（一部負担金の減額又は免除の基準）

第9条 一部負担金の減額又は免除の対象となる世帯（以下「減免対象世帯」という。）は、規則第2条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当したことによりその生活が困難となった

世帯であって、当該世帯の実収月額が基準生活費の1.26倍に相当する額（以下「減額基準生活費」という。）以下のものとする。

2 減額対象世帯に属する被保険者の疾病又は負傷に係る一部負担金の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収月額が基準生活費の1.155倍に相当する額以下の世帯 免除
- (2) 実収月額が基準生活費の1.155倍に相当する額を超える世帯 減額

3 一部負担金の減額の割合は、次の算式によるものとする。

- (1) 「実収月額」－「基準生活費」×1.155＝「一部負担金充当可能額」（1円未満の端数は切り捨てる。）
- (2) 「所要見込一部負担金額」－「一部負担金充当可能額」＝「一部負担金不足額」
- (3) 「一部負担金不足額」÷「所要見込一部負担金額」＝「一部負担金減額割合」（小数点以下第2位を四捨五入する。）

4 一部負担金の減額又は免除の期間は、3月以内の期間を限って決定する。

（一部負担金の徴収猶予の基準）

第10条 一部負担金の徴収猶予の対象となる世帯は、規則第2条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当したことによりその生活が困難となった世帯であって、被保険者の療養見込期間におけるその者の属する世帯の収入見込額が当該期間の減額基準生活費と一部負担金所要見込額との合算額に満たないもののうち、6月以内に徴収を猶予した一部負担金を納付することが可能なものとする。

2 徴収猶予の期間は、当該申請に係る疾病又は負傷に対する療養に要する3月以内の一部負担金所要額について6月以内とし、暦年計算により定めるものとする。

（誓約書）

第11条 市長は、徴収猶予に係る証明書を発行するときは、世帯主から徴収を猶予した金額及び納入期日を記載した誓約書を提出させるものとする。

2 市長は、証明書の発行の都度、当該世帯の生活状況の把握に努めるものとする。

（減免又は徴収猶予の理由の消滅）

第12条 市長は、偽りの申請その他の不正の行為により一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予の決定を受けた場合には、直ちに当該減額若しくは免除又は徴収猶予の決定を取り消すものとし、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予取消通知書（様式第1号）により世帯主に通知するとともに、取消しの日の前日までの間に減額若しくは免除又は徴収猶予により支払を免れた額の一部又は全部を徴収するものとする。

2 市長は、前項の理由により、一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予をすることが不  
適当であると認めるときは、直ちに当該減額若しくは免除又は徴収猶予の決定を取り消すと  
ともに、年月日及び理由を付して、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予取消通知書（様  
式第2号）により当該取扱医療機関等に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。